

大森スポーツセンターの天井改修によるアリーナの供用停止について

1 背景・理由

区は、平成23年の東日本大震災での天井の落下被害を踏まえた平成25年の国の告示を経て、「区立施設における特定天井耐震化対策基本方針（平成29年11月17日付け29企整発第10434号区長決定）」（以下、「基本方針」という。）において、特定天井耐震化対策を行うこととしている。

平成9年に開設した大森スポーツセンターは、基本方針のなかで特定天井等の耐震化対策が必要とされている施設のうちの1つであったが、令和2年度に特定天井改修工事の基本設計委託を実施した結果、高さ6mを超える部分の天井面積が200㎡以下であり、アリーナの天井が特定天井の規定に該当しないことが判明した。

しかしながら、高さ6mを超える部分からの天井脱落による危険性があること、また、多数の区民が利用し、災害時には救援物資等集積地として指定されていることから、天井改修工事を実施し、安全性を高める。

なお、天井改修工事は長期間となることから、以下の期間、アリーナを供用停止とする。

2 供用停止期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで（予定）

※アリーナは多くの団体等の利用があり、また、半年前からの予約が可能であることから、予約開始の約半年前から利用者への周知を図っていく。

3 供用停止期間の周知方法

- (1) 区報（令和4年1月1日号、2月11日号、3月11日号を予定）
- (2) 区ホームページ
- (3) 大森スポーツセンター指定管理者ホームページ
- (4) 大森スポーツセンター施設内掲示板